

特別養護老人ホーム
「なぎさ和楽苑」
ご入所を希望される皆様へ

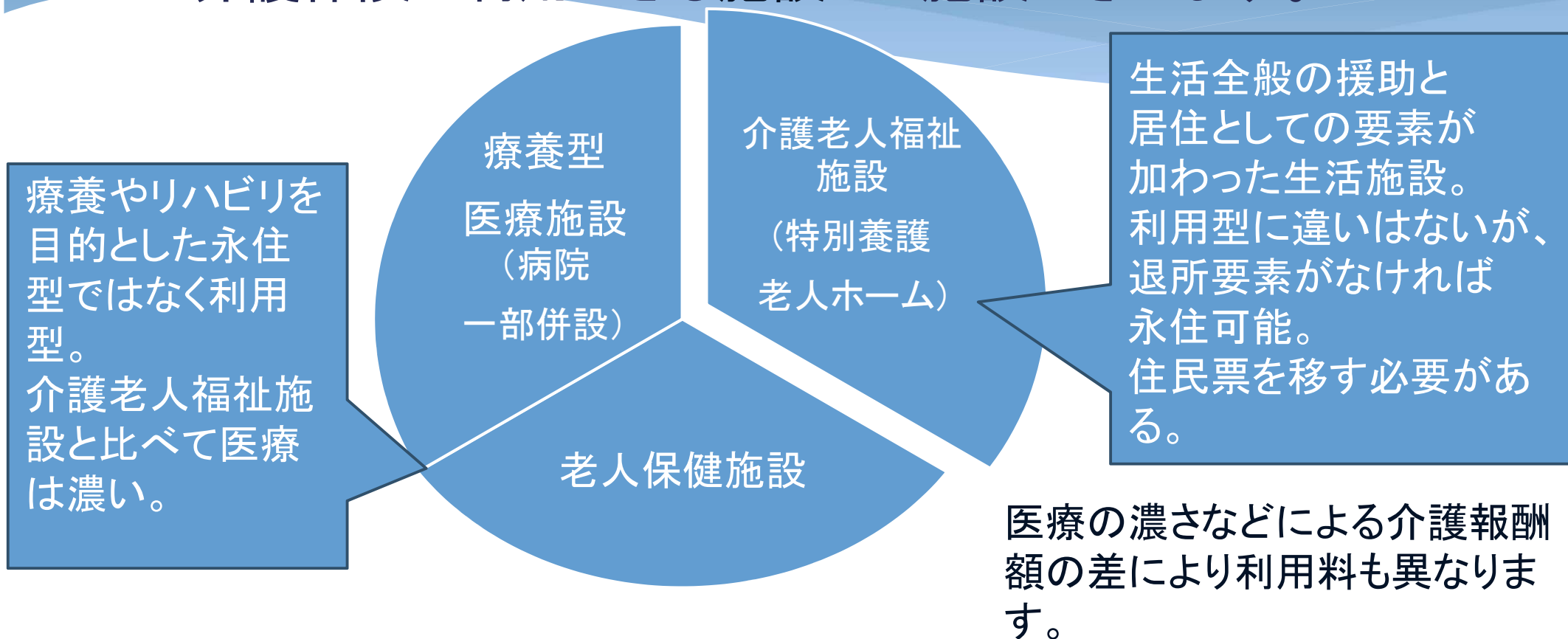
H30.4.1更新

はじめに

- * 本日は、なぎさ和楽苑入所相談を頂きまして誠にありがとうございます。
- * 当苑では介護保険制度になり、相互の契約に基づいた適正な入所を行うために、実際に担当者から詳細な説明を行わせて頂き、ご納得頂いた上で入所のお申込み頂くことが必要だと考えております。是非ともこのような機会をご活用ください。
- * また、待機期間中につきましては、ご本人・ご家族ともにお悩みが多いと推察致します。入所に至るまでの様々なご相談につきましても、熟年相談室を含め相談体制を整えておりますので、遠慮なくお申し出ください。

介護保険施設の類型と料金

* 介護保険で利用できる施設は3施設ございます。



特別養護老人ホームへの 入所申込みについて

- * 介護老人福祉施設は、常に介護が必要で自宅では介護ができない方が対象の施設です。介護保険制度の改正に伴い、平成27年4月1日以降新規にお申込みできる方、ご入所できる方は原則、要介護3以上の方が対象となります。ただし、下記に該当する場合は要介護1又は2の方も「特例入所」として対象となります。

- * <特例入所>

- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思の疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ②知的障害・精神障害を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思の疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、且つ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

江戸川区の入所指針

江戸川区内20ヶ所の特別養護老人ホームへの入所申込みは、江戸川区の入所指針に基づき実施されています。(20ヶ所のうち内11ヶ所は従来型施設、8ヶ所は完全個室のユニット型、1カ所がユニット型と従来型の併設施設です。)

- * 申込み有効期限は1年間、入所の必要度の高いと判断された方からの入所となり、お申込み順ではございません。(現在、当苑へは約150名の方が入所申込みをされており、1年間に入所できる方は概ね20名程度が現状です。)
- * 複数の施設に申込み頂けますが、窓口は各施設ごととなります。実際にご本人・ご家族が直接施設をご覧になり、担当者から説明を受けた上で、希望の施設を選択されますようお願いしております。
- * 江戸川区民の方の入所が優先となっており、入所希望のご本人、ご家族共に江戸川区外の方につきましては、入所者全体の3%以内であることと制限が設けられています。
- * 特別養護老人ホーム及び介護付き有料老人ホームに入所中の方は、江戸川区の入所指針に基づき、状況によって、終身での入所が可能な生活の場に居所があるとみなされ、入所の優先度が低いと判断する場合がございます。

江戸川区特別養護老人ホーム 入所基準表

		特例入所該当者					
		要介護度					
		1	2	3	4	5	
本人の状況	要介護度	15	20	35	40	45	
	認知症等による行動・心理症状がある	15	15	10	10	10	
	本人の年齢が80歳以上	5	5	5	5	5	
	計						
介護者の状況	介護者がいない	15	15	30	30	30	
	介護者が別居	7	7	20	20	20	
	介護者が同居	要支援、身障手帳3級程度、在宅療養	7	7	20	20	20
		介護者が75歳以上	5	5	15	15	15
		介護者が就労している	5	5	15	15	15
	介護協力者がいない	2	2	5	5	5	
	複数の要介護者を介護している	2	2	5	5	5	
計							
その他の状況	退院退所後の住居が無い	10	10	10	10	10	
	住宅が介護に適さない	2	2	5	5	5	
	同居の介護者による暴力、無視、抑制の可能性がある	5	5	5	5	5	
	計						
合計ポイント							

なぎさ和楽苑の評価規定

- * なぎさ和楽苑の入所規定は「江戸川区特別養護老人ホーム入所基準表」での評価に加え、同ポイントの場合は下記の3点の評価規定を設けております。
- * 地域性の考慮
地域で生活されている皆様が安心して生活して頂けるよう、加えて区内全域に特別養護老人ホームが整備されたことを考慮し、葛西地域の方を優先しております。
- * 在宅サービスの利用度
介護サービスの連続性や介護環境の継続性を考慮し、入所希望者が慣れ親しんでいる施設にご入所頂けるよう優先しております。
- * 初回の申込日
最初にお申込み頂いた日付の早い方を優先しております。
- * 性別の考慮
男女の割合、居室の男女構成を考慮しております。

医療行為の必要者への対応

- * 当苑は病院と異なり生活施設です。夜間、医師や看護師が勤務していないことに加え、日祭日は1～2名の看護師が医療的な対応を行っているため、医療行為の必要な方の入所に制限を設けております。
- * ①経管栄養(鼻腔・胃ろうを含む)、カニューレ使用者、在宅酸素使用者など
医療依存度が高い場合は、施設での対応が可能か個別に相談し、なおかつ同時に12名までの入所とさせて頂いております。
- * ②インスリン注射対応者(内服薬への変更可を除く)、IVH使用者、胆汁チューブ使用者、人工透析のための通院が必要な方など、施設での医療的な対応の限界を超えている方は入所することができません。
- * ③疥癬などの他者への感染する疾患がある場合は治癒されるまで入所することができません。

特別な事由による優先入所

要介護度への考慮

特別養護老人ホームは、介護員＋看護師の人数は利用者3人に対して1人という配置基準があり、健全な施設運営を維持する見地より、平均要介護度を勘案して入所を決定させて頂くこともございます。

- * 「江戸川区特別養護老人ホーム入所指針」等により下記に該当する場合は特別な事由による優先入所となります。
 - ① 家族から遺棄・虐待を受けている場合、認知症等により意思能力が乏しく代理する家族が無いなど契約の締結ができない場合等の理由により行われる「老人福祉法による措置入所」の場合。
 - ② 災害、事故等により緊急入所が必要となり江戸川区から依頼を受けた場合。
 - ③ 自立、要支援判定等により退所した後、再入所が必要となった場合。
 - ④ 長期入院により退所し、再入所が必要となった場合。
 - ⑤ 上記①～④以外の事由により、施設長の申達により入所検討委員会で審議し、同意された場合。

なぎさ和楽苑入所検討委員会

- * 「江戸川区特別養護老人ホーム入所指針」に加えて、なぎさ和楽苑の評価規定、医療行為必要者等を勘案し入所を決定しております。

- * なぎさ和楽苑入所検討委員会
 - ① 委員会は施設長、生活相談員、介護職員、医師、看護師、介護支援専門員、管理栄養士、第三者委員などで構成されております。
 - ② 一、二か月に1回、施設内で開催しております。
 - ③ 委員会の審議はプライバシー保護のため非公開です。

なぎさ和楽苑の特徴①

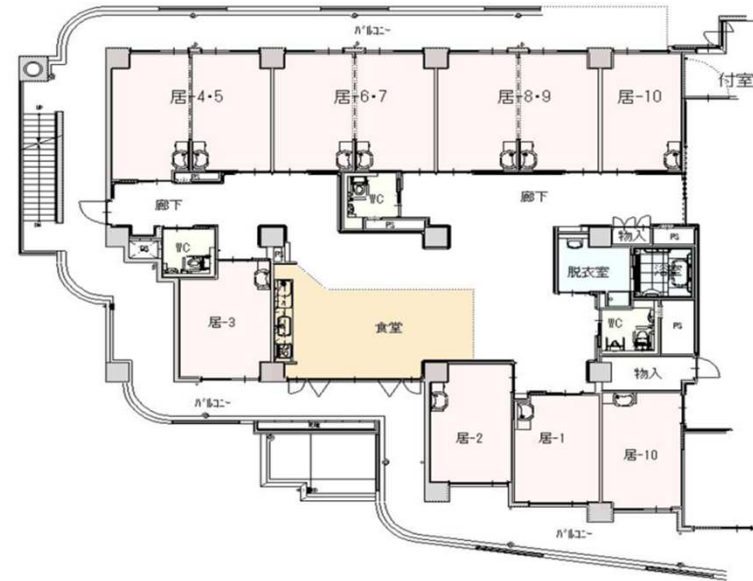
～ユニット型と従来型～

- * なぎさ和楽苑は昭和55年以来、よりよい介護を目指し地域の皆様と共に歩み、現在は葛西地域を中心に各種在宅サービス事業の運営にあたっております。
- * 平成17年に全面改築しユニットケアを行う従来型施設として、平成23年、平成29年には一部全室個室化に伴う改修工事を行い、平成29年7月1日に都より認可を受けユニット型定員80名、従来型施設定員40名の施設として生まれ変わりました。
- * ユニット型と従来型では介護報酬が異なるため、ユニット型施設は収入段階に応じて15,000円～33,000円程度、現在の従来型よりも高い料金設定となります。料金形態は異なりますがサービス内容や人員配置上の違いはございません。
- * 申込みの際に担当者からユニット型と従来型のどちらの施設を希望されるか確認し入所の調整をさせていただきます。従来型施設のみ(特に多床室のみ)をご希望される場合は、お待ちになる期間が長くなりますことをご了承ください。

なぎさ和楽苑の特徴②

～ユニットケア～

- * ユニットケアとはお一人おひとりの個性や生活ペースに合わせ、また他者との人間関係を構築しながら営める介護を行う方法です。
- * 10名単位のユニット内に居室、リビング、浴室、3ヶ所のトイレが設置されており、ユニット内で生活が完結する設えとなっております。
- * より家庭に近い環境で生活することができます。
- * 2・4・5階ユニット型施設(定員80名)は完全個室、3階従来型施設(定員40名)は多床室24室、個室16室となります。



なぎさ和楽苑の特徴③

～診療所併設～

- * 区内唯一の診療所が併設されている特養です。日中は常勤の医師が勤務しており、健康管理がなされます。その他精神科医師も月に2回以上非常勤として勤務しております。
- * ただし当苑は生活施設であり、医療施設ではないため、必要時にはご家族にて通院・入院のお手続きをして頂きます。
- * また、入院となった場合は退院の見込みのある場合に限り3ヶ月間は居室を確保させて頂きますが、病院の医師より3ヶ月以内の退院ができないと診断があった場合は一旦契約が解除となります。
再度、当苑での生活が可能と医師より診断を受けた場合は優先的に入所の準備をさせて頂きます。
- * 看取り期にはその時の病状を勘案しご本人・ご家族の意向にそって施設で看取り介護を行う場合もございます。

なぎさ和楽苑の特徴④

～地域・ボランティアの協力と個別対応～



- * 様々な地域のご協力、年間6000名前後のボランティアにより、いろいろなプログラムや個別の対応を充実させております。
- * 地域とともに歩み、地域に開かれた施設を目指しております。

利用料金と財産管理方法

* 利用料金について

当苑はユニット型施設、従来型施設とそれぞれ料金設定が異なりますので、別紙「施設入所者 負担額」をご覧ください。

* 財産管理について

財産管理は東京都権利擁護センターの公的財産管理サービスに準じ、契約時に依頼のある日常生活範囲のものについて、希望のサービスに合わせ料金を設定しております。

東京都の指導検査の他に法人税理士による監査も定期的に行っており、間違いなく執行しております。

また、土地や大きな資産に関してはお取扱いしていないため、希望者には東京第二弁護士会の財産保全サービス「ゆとりーな」を紹介しております。

ご本人・ご家族へのお願いなど

- * 入所につきましては、大変な決断と葛藤がおりかと推察いたします。介護保険は利用者と事業者の私的契約によりサービスが行われ、直接利用料の一部を施設に負担する仕組みです。当苑と致しましても、利用者に不利益とならないよう努力を重ねておりますが、皆様方も諸サービスを十分理解を頂いた上でご検討ください。
- * 可能な範囲で自立を促し、介護の部分について支援をさせて頂く生活施設です。自分でお出来る部分はお自分で、直接的な介護以外の部分についてはご家族に担当して頂きます。
- * ご家族には施設の援助内容を理解して頂き、行事への参加や家族会、ご面会など積極的に協力して頂いております。ご家族とのつながりは利用者の満足度を高め、施設生活を安定させるポイントです。
- * 入所に際しては契約書を交わしますが、本人が契約を交わすことが困難な場合はご家族の代表者に代理人として対応していただきます。
- * 第三者委員による相談窓口を設置しておりますので、サービス内容による相談・苦情についても遠慮なくご相談ください。

ご相談、お問い合わせ

ご不明な点がございましたら下記にご連絡ください。

担当者:特別養護老人ホーム 生活相談員

TEL :03(3675)1201 / FAX :03(3675)1203

特別養護老人ホームのサービスの質向上のため、外部の評価機関(株式会社インタラクティブ・マネジメント・サポート)による第三者評価を実施しております。

評価情報はなぎさ和楽苑ホームページ(特養ページ内)にリンクがございますのでご覧ください。

なぎさ和楽苑ホームページ:<http://tokyoeiwakai.or.jp>

尚、入所待機期間中の介護相談や様々な在宅サービス利用のご相談につきましては、当苑を含めたお近くの熟年相談室へお問い合わせください。

なぎさ和楽苑 熟年相談室

TEL :03(3675)1236

担当者:熟年相談室 相談員